

明星大学通信制大学院教則

平成27年4月1日制定

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 学位授与の要件（第4条－第10条）
- 第3章 履修について（第11条－第14条）
- 第4章 印刷教材等による授業について（第15条）
- 第5章 面接授業・メディアを利用して行う授業について（第16条－第18条）
- 第6章 試験について（第19条－第22条）
- 第7章 緊急時の措置について（第23条）
- 第8章 成績について（第24条・第25条）
- 第9章 博士論文の公表について（第26条）
- 第10章 学修上の倫理に反する行為について（第27条）
- 第11章 その他（第28条－第30条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この教則は、明星大学通信制大学院学則（以下「通信制大学院学則」という。）第3条の3他、明星大学大学院学位規則（以下「学位規則」という。）に基づき、研究科又は専攻の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的等、並びに明星大学通信制大学院（以下「本大学院」という。）の学生の学修について必要な事項を定める。

（適用）

第2条 この教則は、本大学院の研究科に在籍する学生（以下「学生」という。）に適用する。

（人材の養成に関する目的等）

第3条 本大学院の定める学則第3条の3に基づき、研究科又は専攻（以下「専攻等」という。）の人材の養成に関する目的は、別表第1-1に定めるとおりとする。

2 学位授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学者受け入れ方針は、別表第1-2、別表第1-3及び別表第1-4に定めるとおりとする。

第2章 学位授与の要件

（修士学位授与要件等）

第4条 通信制大学院学則第21条第1項に基づき、研究科委員会が定める学位授与の要件は、別表第2のとおりとする。

第5条 学位規則第3条に基づき、研究科委員会が定める修士学位論文の主題等の提出時期は、別表第3-1のとおりとする。

第6条 学位規則第4条に基づき、研究科委員会が定める修士の学位授与の申請時期は、別表第3-2のとおりとする。

（博士学位授与要件等）

第7条 通信制大学院学則第22条第1項に基づき、研究科委員会が定める学位授与の要件は、別表第2のとおりとする。

第8条 学位規則第12条に基づき、研究科委員会が定める博士学位論文の主題等の提出時期は、別表第3-3のとおりとする。

第9条 学位規則第13条に基づき、研究科委員会が定める博士の学位授与の申請時期は、別表第3-4のとおりとする。

（休学中の学位授与の申請）

第10条 休学中の者は、学位授与の申請を行うことができない。

第3章 履修について

（履修登録）

第11条 学生は研究指導教員の指導を受け、通信制大学院学則第13条に基づき、毎学年次のはじめの指定された期間に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、単位を修得することはできない。

3 研究科長が必要と認めたとき、第1項に定める指定の期間以外に、授業科目の追加又は取消しを行うことができる。

（履修登録の条件）

第12条 履修登録できる授業科目は、入学年度に定められた教育課程に設置されたもののみとする。

2 同一科目を重複して履修登録すること、及び既に単位を修得した授業科目を履修登録することはできない。

（再履修）

第13条 学生は、当該年度に履修した科目の単位を修得できなかった場合、再度履修登録すること（以下「再履修」という。）ができる。

（聴講）

第14条 学生は、単位修得を目的とせずに、本大学院が開設する授業科目を受講すること（以下「聴講」という。）ができる。

2 聴講を希望する学生は、履修届により教育系教学企画ユニットに願い出なければならない。

3 前項の願い出に基づき、聴講の可否は、当該授業科目を担当する教員が決定する。

第4章 印刷教材等による授業について

（印刷教材等による授業）

第15条 通信制大学院学則第12条第6項に定める研究課題の指導を受けるにあたり、課題報告（以下「レポート」という。）を行うものとする。

2 レポートは、所定の要件を満たした上で提出しなければならない。

3 レポートの評価は、A、B、C又はDで表し、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。不合格の場合、再度提出するものとする。

4 前項のレポートの評価基準は、Aは100点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Dは59点以下とする。

5 前2項に定める所定の要件及びその他の必要な事項は、別に定める。

第5章 面接授業・メディアを利用して行う授業について

（開講期等）

第16条 通信制大学院学則第12条第4項第2号に定める面接授業及びメディアを利用して行う授業（以下「面接授業等」という。）は、集中スクーリングとする。

2 前項に定める面接授業等の開講期及び開設授業科目は、別に定める。

（受講要件）

第17条 面接授業等を受講できる者は、次の各号に定める要件を全て満たし、所定の期間に受講手続を完了している者とする。

(1) 履修登録していること。

(2) その他、科目担当教員が定める受講要件を満たしていること。

2 前項に定める受講手続は、別に定める。

（授業時間）

第18条 本学において行う面接授業等の時間帯は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1時限目 9:00～10:30

(2) 2時限目 10:45～12:15

(3) 3時限目 12:55～14:25

(4) 4時限目 14:40～16:10

(5) 5時限目 16:25～17:55

(6) 6時限目 18:10～19:40

2 前項にかかわらず、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合、学長は面接授業等の時間帯を変更することができる。

3 面接授業等の時間帯を変更する場合は、別に定める。

第6章 試験について

(試験)

第19条 通信制大学院学則第14条に定める「試験」は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 単位修得試験
- (2) 面接授業等内の試験

2 試験には、レポート等成果物によるものを含む。

(単位修得試験の受験要件及び手続き)

第20条 単位修得試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。

- (1) 履修登録していること
- (2) 指定の期日までに所定のレポートを提出し、合格していること

2 前項に定める手続きは、別に定める。

3 単位修得試験は、当該実施月のうち1日1会場に限り受験することができる。

(単位修得試験の実施月、都市及び会場)

第21条 単位修得試験の実施月、都市及び会場は、別に定める。

(単位修得試験の受験)

第22条 単位修得試験の試験時間及び受験可能科目数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 博士前期課程の試験時間は1科目45分とし、最大4科目まで受験することができる
- (2) 博士後期課程の試験時間は1科目90分とし、最大2科目まで受験することができる

2 単位修得試験を受験する学生は、試験監督者の指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生証及び受験許可証（以下「学生証等」という。）を携行し、机上に提示すること。学生証等を忘れた者は、試験監督者に申し出て受験の許可を得なければならない。
- (2) 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、机上に置くことはできない。
- (3) 答案用紙には、科目コード、科目名、学籍番号、氏名、受験許可科目数、を明瞭に記入すること。
- (4) 同一日に複数科目を受験する学生は、博士前期課程は45分毎、博士後期課程は90分毎に1科目の答案用紙を提出しなければならない。
- (5) 退出の際には、配付された答案用紙を必ず全て提出すること。

4 試験開始後30分を超えて遅刻した場合、当月の単位修得試験を受験することはできない。

5 試験開始から30分経過するまでは、会場から退室することはできない。

6 受験許可された科目を、全て受験すること。ただし、単位修得試験開始後に受験の取消を行うことができる。受験の取消は、棄権答案の提出をもって行う。

7 学生は、棄権答案の提出後、直ちに会場から退出しなければならない。

8 単位修得試験の受験に関する事項については、本条に定めるもののほか別に定める。

第7章 緊急時の措置について

(緊急時の措置)

第23条 台風・大雪・地震等の各種自然災害、大規模な事故・ストライキ等による交通機関の運行停止及びその他不測の緊急事態の発生又は発生が予測される場合、学長は試験、面接授業等の中止、休講、短縮又は在宅実施等の措置をとることができる。

2 前項に係る情報伝達は、学内放送、本学のウェブサイト、その他の適切な方法で行う。

3 第1項に係る試験及び面接授業等の在宅実施においては、通常の実施方法を一部準用する。

第8章 成績について

(成績の評価)

第24条 通信制大学院学則第15条に定める各授業科目の成績の評価、評語及び評価基準は、別表第4-1のとおりとする。

2 修得した成績の評価を取り消すことはできない。

3 その他、成績評価に関する事項は別に定める。

(成績の評価に係る質問)

第25条 学生は、成績の評価に対する質問をすることができる。面接授業等の成績の評価に関する質問については、所定の期日までに質問用紙を提出しなければならない。

第9章 博士論文の公表について

(公表の方法)

第26条 学位規則第22条に定める博士學位論文の公表は、本学の機関リポジトリの利用により行うものとする。

2 本学の機関リポジトリの利用について必要な事項は、別に定める。

第10章 学修上の倫理に反する行為について

(学修上の倫理に反する行為)

第27条 通信制大学院学則第38条に定めるもののほか、学修上の倫理に反する行為は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 盗用・剽窃等の研究倫理に反する行為

(2) 学歴詐称

(3) その他、前2号に定める行為に準ずる行為

2 前項に定める行為があった場合は、学長又は研究科長が関係部署の意見を聴いて、嚴重注意等を行うことができる。

3 前項の定めにかかわらず、学長が、第1項に定める行為について、重大又は悪質であると判断した場合、明星大学学生の懲戒に関する規程に基づき処分することができる。

第11章 その他

(学修等に関する情報伝達)

第28条 学修等に関する情報伝達は、原則として、補助教材等にて行う。ただし、必要に応じて、本学のウェブサイト等を使って行う。

(委任)

第29条 この教則に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第30条 この教則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この教則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この教則は、2025年4月1日から施行する。

[別表第1－1～別表第1－4](#)

[別表第2](#)

[別表第3－1～別表第4](#)

別表第 1－1 研究科・専攻の人材の養成に関する目的

教育学研究科	教育学研究科では、既存の人文学研究科教育学専攻の人材養成の目標を踏襲しつつ、「授業研究」「幼児教育研究」「障害児者教育研究」の各領域の充実を図り、通信の方法により、教育学について高度の学術及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、自己実現を目指し、社会に貢献する人を育成する。また、博士前期課程においては、院生の希望に応じて、幼・小・中及び高教諭の専修免許状の取得可能な教育課程を編成し、その人材養成も併せて行う。 〔博士前期課程〕 教育実践者及び研究者として、教育思想・教育史、教育課程、教育方法、教育社会学、教育行財政、教育心理学、生涯学習、幼児教育、障害児者教育及び教科教育学を多面的かつ学際的に研究し、批判的省察をもって実践できる人材を養成することを目的とする。 〔博士後期課程〕 博士前期課程における幅広い研究の成果の上に、さらに教育学の特定の研究領域に特化した研究を行い、それを基礎として専門分野において指導的立場で活躍でき、教育学の発展に貢献できる高度な研究能力を有した人材を養成することを目的とする。
--------	--

別表第 1－2 研究科・専攻の学位授与方針

教育学研究科	1 博士前期課程 （知識・理解） 1. 文献や資料を正確に読み、理解する能力を身につけている。 2. 関連する教科に関する深い知識を身につけている。 （思考・判断） 3. 文献や資料の読解によって得られた理論や考え方などから、教育の現場における個々の具体的な事象に適合する教育方法を演繹的に導き出す実践的な能力を身につけている。 4. 教育の現場で得られた調査結果や実践結果から、新たな法則や理論を帰納的に導き出す能力、または既存の法則や理論を検証する能力を身につけている。 （関心・意欲） 5. 崇高なるものや美なるものに対する感受性を身につけている。 6. 自然界の驚異や秩序、人間のさまざまな営みなどの、関連する教科が対象とする事象に対し、深い愛情と関心を持って接することができる。 7. 教育の対象となる者（幼児・児童・生徒・障害者）への愛情と共感を身につけている。 （態 度） 8. 時代や社会の要請に応えつつも、同時に普遍的な価値を見失わない態度を身につけている。 9. さまざまな教育観があるなかで、幼児・児童・生徒の全人格的な成長を優先的に考えることの出来る態度を身につけている。 1 0. 家庭や学校、地域社会における教育事象を、さまざまな学問領域の観点から多面的に批判を加え、自らの教育実践に活かすことの出来る態度を身につけている。 （技能・表現） 1 1. 関連する教科や専門分野に関する熱意を、他者に伝え得る論理性と客観性をもって表現することが出来る。 2 博士後期課程 （知識・理解） 1. 文献や資料を正確に読み、理解する能力を身につけている。 2. 関連する教科に関する深い知識を身につけている。 （思考・判断） 3. 文献や資料の読解によって得られた理論や考え方などから、教育の現場における個々の具体的な事象に適合する教育方法を演繹的に導き出す実践的な能力を身につけている。 4. 教育の現場で得られた調査結果や実践結果から、新たな法則や理論を帰納的に導き出す能力、または既存の法則や理論を検証する能力を身につけている。 （関心・意欲） 5. 崇高なるものや美なるものに対する感受性を身につけている。 6. 自然界の驚異や秩序、人間のさまざまな営みなどの、関連する教科が対象とする事象に対し、深い愛情と関心を持って接することができる。 7. 教育の対象となる者（幼児・児童・生徒・障害者）への愛情と共感を身につけている。 （態 度） 8. 時代や社会の要請に応えつつも、同時に普遍的な価値を見失わない態度を身につけている。 9. さまざまな教育観があるなかで、幼児・児童・生徒の全人格的な成長を優先的に考えることの出来る態度を身につけている。 1 0. 家庭や学校、地域社会における教育事象を、さまざまな学問領域の観点から多面的に批判を加え、自らの教育実践に活かすことの出来る態度を身につけている。 （技能・表現） 1 1. 関連する教科や専門分野に関する熱意を、他者に伝え得る論理性と客観性をもって表現することが出来る。 1 2. 関連する教科や専門分野において、他の教育従事者を指導することのできる技能と表現力を身につけている。
--------	---

別表第 1－3 研究科・専攻の教育課程編成・実施方針

教育学研究科	〔博士前期課程〕 （教育課程編成の考え方） 通信制大学院教育学研究科の人材養成の目的を達成するため、理論と実践を組み合わせたカリキュラムを編成している。「教育学研究科目」は教育学に関する理論・知識を習得させ、「論文指導科目」は教育に関する諸問題・課題の発見と解決のための実践的な能力を育成する。「論文指導」は修士学位論文の作成指導を行う。 （教育内容・方法） 「教育学研究科目」「論文指導科目」は、ともに「授業研究」「幼児教育研究」「障害児者教育研究」の3つの領域により構成されている。「教育学研究科目」は、レポートを中心とした学習方法で学習者の自立的な研究を重視している。一方、「論文指導科目」は全授業科目でスクーリングを実施し、ディスカッション活動、プレゼンテーション活動を中心とした実践的な能力の育成により、理論と実践を往還できるしくみになっている。また、「論文指導」は論文指導教員による修士論文作成のための指導を行う。 （学修成果への評価） 「教育学研究科目」に区分される授業科目は単位修得試験により可否を評価し、「論文指導科目」に区分される授業科目はスクーリングの受講実績および終了後に提出するレポートにより可否を評価する。「論文指導」に区分される授業科目は、修士論文作成の研究指導の実績をもとに評価を行う。学位論文の審査基準は、通信制大学院にて「修士学位論文審査基準」を定め、出願前より明示している。修士論文は、この審査基準に基づき修士論文審査委員会による審査・評価を行い、通信制大学院教育学研究科委員会の議を経て可否を判定する。 〔博士後期課程〕 （教育課程編成の考え方） 通信制大学院教育学研究科の人材養成の目的を達成するため、理論と実践を組み合わせたさらに発展的なカリキュラムを編成している。「教育学特殊研究科目」は教育学に関する高度で専門的な知識を習得させ、「論文指導」は博士前期課程で身につけた能力をさらに高めて博士学位論文の作成指導を行う。 （教育内容・方法） 「教育学特殊研究科目」は、博士前期課程と同様に「授業研究」「幼児教育研究」「障害児者教育研究」の3つの領域により構成されている。同科目は、レポート学習を中心とした学習者の自立的な研究により、高度で専門的な知識を習得させる。「論文指導」では、研究指導を通じて学会発表、論文投稿を行い、専門分野において指導的な立場で活躍する研究者の育成を行う。 （学修成果への評価） 「教育学特殊研究科目」に区分される授業科目は単位修得試験により可否を評価し、「論文指導」に区分される授業科目は一年間に受けた研究指導の実績をもとに指導教員が評価する。博士論文の作成にあたっては、通信制大学院で定める「博士学位論文中間審査基準」に基づき、研究計画の審査に合格することを求めている。学位論文の審査基準は、通信制大学院で「博士学位論文審査基準」を定め、出願前より明示している。博士論文はこの審査基準に基づき、博士論文審査委員会による論文審査・最終試験・公聴会の評価を行い、通信制大学院教育学研究科委員会の議を経て可否を判定する。
--------	--

別表第 1－4 研究科・専攻の入学者受け入れ方針

教育学研究科	1 博士前期課程 1. 学部教育で培った能力を発展させ、学校教育の課題の解決に意欲のある人 2. 教科や発達・学習に関する諸問題を論理的に考察しようとする人 3. 教育経験を省察し、さらに高度な専門的資質能力を向上させようとする人 4. 子ども理解や、授業実践力をより高める意欲のある人 2 博士後期課程 1. 教育学に関して、高度な専門的知識を持ち、創造性豊かな優れた研究能力を持つ研究者を目指す人 2. 教育学に関して、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教育研究者を目指す人 3. 生涯学習として教育学を研究し、その知識や能力を知識基盤社会で役立てたいと考える人
--------	---

別表第 2 学位授与の要件

教育学研究科 教育学専攻

1 博士前期課程

科目区分			必選区分	科目名	修了に必要な単位数	
					教育学研究科	合計
					教育学専攻	
専攻科目	教育学研究科目	授業研究領域	選択 ※ 1	授業研究 A（歴史・理論）	4	20 単位 以上
				授業研究 B（実践・評価）	4	
				授業研究 C（情報教育）	4	
				授業研究 D（教育社会学）	4	
				授業研究 E（教育心理学）	4	
				授業研究 F（教育行財政）	4	
		幼児教育研究領域		幼児教育研究 A（保育）	4	
				幼児教育研究 B（児童文化）	4	
				幼児教育研究 C（児童家庭福祉）	4	
				幼児教育研究 D（音楽教育）	4	
		障害児者教育研究領域		障害児者教育研究 A（障害児者の学習・発達支援）	4	
				障害児者教育研究 B（障害児者自立支援）	4	
				障害児者教育研究 C（小児保健）	4	
	論文指導科目	授業研究領域	選択 ※ 2	授業研究演習 A（歴史・理論）	2	2 単位 以上
				授業研究演習 B（実践・評価）	2	
				授業研究演習 C（情報教育）	2	
				授業研究演習 D（教育社会学）	2	
				授業研究演習 E（教育心理学）	2	
				授業研究演習 F（教育行財政）	2	
				授業研究演習 G（生涯学習）	2	
				授業研究演習 H（看護教育）	2	
		幼児教育研究領域		幼児教育研究演習 A（保育）	2	
				幼児教育研究演習 B（児童文化）	2	
				幼児教育研究演習 C（児童家庭福祉）	2	
				幼児教育研究演習 D（音楽教育）	2	
		障害児者教育研究領域		障害児者教育研究演習 A（障害児者の学習・発達支援）	2	
				障害児者教育研究演習 B（障害児者自立支援）	2	
				障害児者教育研究演習 C（小児保健）	2	
				論文指導		

- 下記の条件を含み合計 30 単位以上修得すること。
- ※1 指導教員が担当する科目を含め専攻する研究領域から 2 科目 8 単位以上を含むこと。
 - ※2 指導教員が担当する 1 科目（2 単位）以上修得すること。
 - ※3 原則、本大学院博士前期課程に 2 年以上在学すること。
 - ※4 修士学位論文審査及び最終試験に合格すること。
 - ※5 その他の修了要件は、明星大学大学院学位規則に準拠する。

2 博士後期課程

科目区分			必選区分	科目名	修了に必要な単位数	
					教育学研究科	合計
					教育学専攻	
専攻科目	教育学特殊研究科目	授業研究領域	選択 ※ 1	授業特殊研究 A（歴史・理論）	4	1 2 単位 以上
				授業特殊研究 B（実践・評価）	4	
				授業特殊研究 C（情報教育）	4	
				授業特殊研究 D（教育社会学）	4	
				授業特殊研究 E（教育心理学）	4	
				授業特殊研究 F（教育行財政）	4	
		幼児教育研究領域		幼児教育特殊研究 A（保育）	4	
				幼児教育特殊研究 B（音楽教育）	4	
				幼児教育特殊研究 C（児童家庭福祉）	4	
				幼児教育特殊研究 D（児童文化）	4	
		障害児者教育研究領域		障害児者教育特殊研究 A（障害児者の学習・発達支援）	4	
				障害児者教育特殊研究 B（障害児者自立支援）	4	
				障害児者教育特殊研究 C（小児保健）	4	
	論文指導	必修	教育学特殊演習Ⅰ	4	1 2 単位	
			教育学特殊演習Ⅱ	4		
			教育学特殊演習Ⅲ	4		

下記の条件を含み合計 2 4 単位以上修得すること。

- ※ 1 指導教員が担当する科目を含め専攻する研究領域から 2 科目 8 単位以上を含むこと。
- ※ 2 原則、本大学院博士後期課程に 3 年以上在学すること。
- ※ 3 博士学位論文審査及び最終試験に合格すること。
- ※ 4 その他の修了要件は、明星大学大学院学位規則に準拠する。

別表第 3－1 修士学位論文の主題等の提出時期

研究科	時期
教育学研究科	9 月中旬

別表第 3－2 修士学位授与の申請時期

研究科	時期
教育学研究科	1 月下旬

別表第 3－3 博士学位論文の主題等の提出時期

研究科	時期
教育学研究科	9 月下旬

別表第 3－4 博士学位授与の申請時期

研究科	時期
教育学研究科	1 1 月下旬

別表第 4 成績の評価、標語及び評価基準

評価	評語	評価基準	判定基準
学則で定める評価	成績通知書記載		
優	優	1 0 0 点～8 0 点	合格
良	良	7 9 点～7 0 点	
可	可	6 9 点～6 0 点	
合格	合格	合否判定科目において、判定基準を満たした場合	
不可	不可	5 9 点以下	不合格
	否	面接授業等の出席日数不足またはスクーリング試験未受験などによりスクーリング評価をしない場合	
	欠席	単位修得試験の欠席又は面接授業の全日程欠席	
	棄権	単位修得試験の受験許可科目を試験会場等で受験しない場合	
	無効	面接授業、単位修得試験において、単位修得要件を満たせない為、評価無効となる場合	
不合格	不合格	合否判定科目において、判定基準を満たさない科目	